

第13回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月26日(月)午前10時00分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和
5番 後藤 満良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一、8番 市川 博幸

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第31号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第32号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について(令和6年2月14日開催)

第 6 報告第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第 53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 8 議 第 54号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借の設定)

第 9 議 第 55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(使用貸借権の設定)

第10 議 第 56号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用貸借権の設定)

第11 議 第 57号 農用地利用集積計画に対する決定について

第12 議 第 58号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)

第13 議 第 59号 農地中間管理機構による農用地の買入の要請について

第14 議 第 60号 不動産取得税等の徴収猶予に関する農業経営証明について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 小関未夢

主事 高橋秀仁

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により議長となる。)

議長 新野 勝廣

ただ今より、第13回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程により進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。

議席5番、後藤委員、議席6番、勝見委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

会期は本日1日限りと決定します。

日程第4、報告第31号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第31号、令和6年1月26日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、まず所有権の移転ですが、1月申し出件数8件、田46,796㎡、そのうち個人への調整決定件数が8件、田46,796㎡です。所有権移転合計が8件、田46,796㎡です。次に利用権の設定について、1月再設定件数が13件、田123,218㎡です。利用権設定の合計は13件、田123,218㎡です。これらは川西町農地適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。なお、詳細については、後程の農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第32号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

8ページをお開きください。報告第32号、令和6年2月14日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あつせん調整会議審議結果報告について、申し出件数1件ございまして、合計30,695㎡です。そのうち、支援センターへの調整決定件数が1件で、30,695㎡ということになります。この後の議事の会議で農地の内容は確認いただきたいと思います。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

10ページをお開きください。報告第33号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について農地法施行規則第68条の規定により賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので報告する。令和6年2月26日報告、川西町農業委員会会長名。申請件数は19件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議第53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

14ページをお開きください。議第53号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字高山字白檀2772-2、畑39㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、譲受人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、2月17日に推進員佐藤委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a当たり対価●●円は妥当だと判断します。
以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

初めに、議事の進め方についてお諮りします。

本件の中で、番号20番は議席6番、勝見委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議席6番、勝見委員は当該案件の審議中は、室外に退席といたします。

初めに、番号20番の件について審議を行うので議席6番、勝見委員は室外に退席願います。

(勝見和彦委員退席)

それでは、事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

15ページをご覧ください。議第54号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、

許可申請があったので委員会の可否を求める。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は26件です。まずは、番号20番について、申請人、場所、付記の順で読み上げます。20ページをご覧ください。

20番、●●、勝見和彦、大字下小松字東千刈1607、田509㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号20番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号20番であります。2月20日に推進委員の江口委員のほうが現地調査を行っております。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。現地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当と判断しますので、よろしく願います。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。

質問ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

番号20番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

勝見委員の復席を求めます。

(勝見和彦委員着席)

次に、番号20番を除く件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主事 小関未夢

15ページをご覧ください。引き続き1番より申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、株式会社平間商事代表取締役、平間和也、大字上小松字西三島1892-1、田181㎡、計田13筆33,089㎡、離農、経営規模拡大です。

2番、●●、株式会社平間商事代表取締役、平間和也、大字上小松字三島1303、田4、327㎡、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

3番、●●、株式会社平間商事代表取締役、平間和也、大字上小松字南赤屋敷1369-1、田3、023㎡、離農、経営規模拡大です。

4番、●●、株式会社平間商事代表取締役、平間和也、大字上小松字南赤屋敷1395-1、田2、849㎡、離農、経営規模拡大です。

5番、●●、●●、大字上小松字前田4846、田2、700㎡、計田2筆6、122㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

6番、●●、●●、大字西大塚字岡前1871、田403㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

7番、●●、●●、大字西大塚字岡前1917、田386㎡、計田3筆3、297㎡、畑2筆257.61㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

8番、●●、●●、大字西大塚字岡前1929、田3、074㎡、計田3筆4、239㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

9番、●●、有限会社山形川西産直センター代表取締役、平田勝越、大字大塚字沢田1139-3、田4、121㎡、計田2筆8、246㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

10番、●●、●●、大字大塚字沢田北1254、田2、568㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

11番、●●、●●、大字大塚字沢田北1266、田1、976㎡、計田2筆3、079㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

12番、●●、●●、大字大塚字新田前田1421、田3、828㎡のうち2、380㎡、計田2筆3、868㎡、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

13番、●●、●●、大字大塚字沢田北1247、田753㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

14番、●●、●●、大字大塚字新田前田1379、田112㎡、計田3筆726㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

15番、●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事、小倉慎吾、大字下小松字鳩胸1357-4、田812㎡のうち776㎡、計田3筆3、268㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

16番、●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事、小倉慎吾、大字下小松字雁境1382-2、田1、317㎡、計田6筆6、059㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

17番、●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事、小倉慎吾、大字西大塚字堀合775-1、田1、041㎡、計田18筆26、998㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

18番、●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事、小倉慎吾、大字下小松字東千刈1601、田320㎡、計田3筆4、422㎡、貸し直し、経営規模拡大です。

19番、●●、農事組合法人がんきょうファーム代表理事、小倉慎吾、大字下小松字沖2567、田781㎡、計田3筆5、390㎡、貸し直し、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

21番、●●、●●、大字下小松字他屋2631、田2、081㎡、計田9筆23、895㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

22番、●●、●●、大字堀金字雑魚田884-2、田139㎡、計田7筆18、205㎡、離農、経営規模拡大です。

23番、●●、●●、大字時田字新開3517、田580㎡、計田10筆16、702㎡、離農、経営規模拡大です。次のページをご覧ください。

24番、●●、●●、大字高山字中里東1055-1、田209㎡、計田7筆11、706㎡、離農、経営規模拡大です。

25番、●●、農事組合法人大河原農園代表理事、大河原弘、大字朴沢字深田620-1、田5、197㎡、計田4筆5、990㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

26番、●●、●●、大字吉田字五碗5034、田821㎡、計田3筆7、243㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請について、賃借人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について、報告を求めます。

初めに、番号1番から5番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番から5番まであります。まず1番から4番まで、2月18日に推進委員の高橋委員と私の方で現地調査をして参りました。今回の申請は、番号1番、3番、4番が離農、経営規模拡大で、2番については、貸し直し、経営規模拡大であります。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況から見て、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号5番について、2月15日に嶋貫推進委員と私の方で現地調査して参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断しますのでよろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号6番から14番の件について、議席4番、平田委員より報告願います。

委員 平田 壽和

番号6番から8番について、2月18日に推進委員堀越委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、田について10a借賃●●円、畑について10a借賃●

●円は妥当だと判断します。

つづいて、番号9番から12番について、2月19日に推進委員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。借入人は、意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

つづきまして、番号13番について、2月19日に推進委員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号14番について、2月19日に推進委員菅井委員が現地調査しました。今回の申請は、貸し直し、経営規模拡大です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、周辺農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円妥当だと判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号15番から19番、及び番号21番の件について、議席6番、勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号15番から19番について、2月20日に推進委員江口委員が現地調査をしました。今回の申請は、番号15番から17番について経営規模縮小、経営規模拡大、18番から19番については、貸し直し、経営規模拡大です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況から見て15番、16番について、10a借賃●●円、17番から19番について、10a借賃●●円は妥当だと判断します。

番号21番について、2月の21日に推進委員江口委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響はないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号22番から24番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号22番について、2月18日に推進員遠藤委員が現地調査をしました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。借入人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a当たり借賃●●円は妥当だと判断します。

番号23番について、2月17日に推進委員遠藤委員が現地調査をしました。以下は、22番と同じです。

番号24番について、2月の17日に推進委員佐藤委員が現地調査しました。以下22番と同じです。よろしくをお願いします。

議長 新野 勝廣

次に、番号25番の件について、議席8番、市川より報告します。

委員 市川 博幸

番号25番については、2月14日に高橋隆士推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

次に、番号26番の件について、本職より報告します。

番号26番について、2月の19日、高梨推進委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借借人は意欲的に農業経営を行っており、周辺の農地への影響もないと思います。農地の状況からみて10a借賃●●円は妥当だと判断いたします。よろしくお願ひいたします。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(後藤満良委員挙手)

委員 後藤 満良

休憩をお願いします。

議長 新野 勝廣

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻ります。

質問、ご意見のある方いらっしゃいませんか。

(質問なし)

お諮りいたします。番号20番を除く案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 小関 未夢

22ページをご覧ください。議第55号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の使用貸借権の設定について、許可申請があったので委員会の可否を求め。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字下奥田字入生地1543-2、田2, 001㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。

2番、●●、●●、大字尾長島字明神堂5448-2、田775㎡、次のページに移りまして、計田28筆58, 376. 91㎡、畑23筆6, 074. 43㎡、経営移譲年金受給、譲受です。

以上、今回の申請について、借り人の農機具保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに、番号1番の件について、議席7番、竹田委員より報告願います。

委員 竹田 総一

番号1番について、2月16日に推進員安部委員が現地調査をしました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。借り人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思います。よろしく願います。

議長 新野 勝廣

次に、番号2番の件について、本職より報告いたします。

番号2番について、2月15日、小形推進委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営移譲年金受給、譲受です。借り人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。よろしく願います。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りいたします。

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第56号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

24ページをお開きください。議題56号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う使用貸借権の設定について、許可申請があったので知事へ送付の意見を付せられたい。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。

1番、申請人、貸し人は●●、借り人●●、土地については大字洲島字三百苅6863-2、田201㎡、計田2筆282㎡、農地区分は第1種農地で、使用目的については、一般住宅を新築する計画でございます。別に送付しております資料No.1の補足資料によって補足させていただきたいと思っております。補足資料の1ページ、2ページは申請書の内容になります。4ページの部分が今回の申請地でございます。一番最後の7ページには転用に係る土地利用計画図を載せてございます。総事業費が●●円でございます。内訳といたしまして、土地の造成費で●●円、建物の建築費等で●●円ということで総計●●円となります。資金の調達方法については、全額融資で調達する計画で、融資証明書によって確認しております。汚水、排水は合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番、遠藤委員より報告願います。

委員 遠藤 愛

番号1番について、令和6年2月14日に、後藤委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は洲島地内にある第1種農地の田であり、申請が一般住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、約20cmの盛土を行い、また、安定勾配を確保する計画で、周辺農地への影響も少ないため、申請の内容に問題はないと判断します。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りいたします。

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議第57号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

事務局の説明を求めます。

主事 高橋 秀仁

25ページをお開きください。議第57号、農用地利用集積計画に対する決定について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。次のページをお開きください。所有権移転各筆明細、申請件数は8件です。番号、所有権を移転する者、所有権を移転する土地、所有権の移転を受ける者、10a対価、備考の順で読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

次に、利用権再設定です。利用権設定各筆明細、申請件数は13件です。所有権移転と同様に読み上げます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けします。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りいたします。

本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第12、議第58号、農用地利用集積計画に対する決定について、を上程します。

初めに、議事の進め方についてお諮りします。

本件の中で、番号9199番及び9234番は、議席4番、平田委員及び議席3番、遠藤委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めることについて、ご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、議席4番、平田委員、議席3番、遠藤委員は当該案件の審議中は、室外に退席といたします。

初めに、番号9199番の審議を行うので、議席4番、平田委員は室外に退席願います。

(平田壽和委員退席)

事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

議第58号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。

61ページになりまして、番号9199番、中間管理事業による支援センターと受け手との契約となります。番号と利用権を設定する者、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、借賃、備考、地主の順で申し上げます。9199番、公益財団法人やまがた農業支援センター、大字大塚字荒井864-1、田3,847㎡、計田9筆18,897㎡、平田壽和、田んぼについて下2筆が●●円で、それ以外が●●円、●●、中間管理事業ですので、利用期間は10年になります。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。番号9199番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

平田委員の復席を求めます。

(平田壽和委員着席)

次に、番号9234番の件について審議を行うので、議席3番、遠藤委員は室外に退席願います。

(遠藤愛委員退席)

事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

先ほどと同様に、中間管理事業における受け手側との契約になります。同じように番号、利用権を設定する者、利用権を設定する土地、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順で読み上げさせていただきます。

9234番、公益財団法人やまがた農業支援センター、大字時田字遠江前3448、田3、545㎡、計田10筆15、478㎡、株式会社遠藤農産、代表取締役、遠藤隆志、最後の1筆だけが●●円で、それ以外が●●円です。●●、●●、利用期間は10年です。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等を求めます。

質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

番号9234番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

遠藤委員の復席を求めます。

(遠藤愛委員着席)

次に、番号9199番及び番号9234番を除く件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

主任 梅津 智史

議第58号、農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。

この事業は、中間管理事業になりまして、農業支援センターと出し手と受け手との契約になります。今回の総会に付する案件が沢山ありますので、事務局の報告については、支援センターと受け手との契約の方の読み上げさせていただければと思いますので、よろしく願いします。56ページまで飛んでいただきたいと思いますのでよろしく願いします。

利用権設定各筆明細農地中間管理事業、利用権を設定する者は、すべて公益財団法人やまがた農業支援センターとなりまして、利用期間はすべて10年となります。今回は、受け手によっては筆の数が沢山ありまして、ページのほうが跨いでいる箇所が何か所かありますので、そこも併せてご了承いただければと思います。番号、利用権を設定する土地、利用権設定を受ける者、10アール当たり借賃、備考の土地の出し手の順で読み上げさせていただきます。

ます。

(以下、議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(後藤満良委員挙手)

委員 後藤 満良

休憩をお願いします。

議長 新野 勝廣

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻ります。

ご質問等ある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

日程第13、議第59号、農地中間管理機構による農用地の買入の要請について、を上程します。

初めに、議事の進め方についてお諮りします。本案件について、議席3番、遠藤委員に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、本人に関する案件の審議中は、室外に退席を求めることについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

それでは議席3番、遠藤愛委員は、当該案件の審議中は室外に退席といたします。

議第59号の審議を行うので、議席3番、遠藤委員は室外に退席願います。

(遠藤愛委員退席)

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

72ページをお開きください。議第59号、農地中間管理機構による農用地の買入の要請

について、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定により、所有権移転の申出を下記の通り受理したので、同法第22条の2、第1項の規定により買入協議の通知をするよう川西町長に要請することの可否を諮るため委員会に付議する。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。案件は1件です。申出人遠藤講吉、申出に係る農用地については、大字吉田字笹田4237-1、田5,747㎡、計田10筆30,695㎡。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問を求めます。

質問のある方いらっしゃいますか。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。本件について要請内容で決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案件を内容のとおり川西町長に要請することに決定いたします。

遠藤委員の復席を求めます。

(遠藤愛委員着席)

日程第14、議第60号、不動産取得税等の徴収猶予に関する農業経営証明について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

73ページをお開きください。議第60号、不動産取得税等の徴収猶予に関する農業経営証明について、下記の者から、農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っていることの証明願があったので、農業委員会の可否を求める。令和6年2月26日提出、川西町農業委員会会長名。申し出件数は3件になります。

1番、受贈者●●、贈与年月日が平成8年の11月28日、総経営計面積が87,913㎡のうち、特例を受けようとする農地等の面積が18,868㎡です。

2番、●●、贈与年月日は平成20年8月25日、総経営面積が10,024㎡で、そのうち特例を受ける農地等の面積が同じく10,024㎡。

3番、●●、贈与年月日が平成26年の2月25日で、総経営面積が72,558㎡のうち特例を受けようとする農地の面積が45,600㎡になります。

以上の案件について、事務局より各地区担当推進委員に現地調査を行っていただいた折、それぞれ農用地については、受贈者が引き続き耕作していることを確認している旨、報告さ

させていただきます。

以上です。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

質問なしと認め、お諮りします。

農地等生前一括贈与に係る不動産取得税の納税猶予の適用に関して、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本件について、引き続き農業経営を行っていることの証明を行うことに決定いたします。

これをもちまして、第13回、川西町農業委員会総会を閉会します。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和6年2月26日

川西町農業委員会議長	会長	新野 晴彦
議事録署名委員	5番	後藤 満良
議事録署名委員	6番	勝見 和彦